

令和2年3月27日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年3月26日（木）（午後4時30分～）に、第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 東京都が発表した方針等を踏まえ、公共施設等の運営について、別紙のとおり取り扱うこととしました。（別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3）
- 東京都が発表した方針等を受け、市民の皆さまに対して不要不急の外出を自粛することなどについて、ホームページや見守りメール等を通して、改めて注意喚起することとしました。（別紙2）
- 東京都から、不要不急の外出等の自粛について、広報の協力依頼（3月26日付）があったことから、防災行政無線や青色防犯パトロール等により周知することとしました。（別紙3）

令和 2 年 3 月 26 日
立川市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症予防による 公共施設等の利用及び利用制限等についての立川市の考え方（3月26日現在）

（東京都見解）

- 東京都では、3月23日の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「首都東京で大規模クラスターが起きると全国に波及するため、重要な局面にある」とし、「4月12日までの3週間がオーバーシュート（爆発的患者急増）発生する否かの重要な分かれ道、分かれ目」との見解を示しています。
- また、3月25日には、新型コロナウイルスに感染した患者が都内で多数発生したことを受け、「患者の爆発的増加を防ぐためには、都民の皆様のご協力が何よりも重要であり、お一人お一人が危機意識をもって行動していただけるよう改めてお願いします」とし、「今まさにオーバーシュートが発生するか否かの重要な局面にある」としています。

（利用制限・休館）

- これを踏まえ、本市としては、公共施設等の利用に関して、感染症予防のため、引き続き、「①換気の悪い密閉空間」「②多くの人の密集」「③近距離での会話」の3条件が重なる場を避ける観点に基づき、屋内施設の一部において、4月12日まで、利用制限及び休館の対応を図ります。（別紙参照）

（一部利用再開）

- なお、市内小中学校においては、国から示された学校ガイドラインを踏まえ、春休み終了後、学校事業を再開することとしたに合わせ、一人ひとりの適切な行動をお願いすることを原則として、スポーツ利用の「学校の校庭」の利用を再開するとともに、「子育てひろば」については、育児の悩みや不安の解消など地域に寄り添う取り組みの観点から、上記の3条件や利用者の健康面・衛生面への留意と対応を前提として、再開することとします（別紙参照）。なお、不要不急の外出自粛をお願いすることとします。

（利用継続）

- また、屋外施設については、引き続き、利用にあたり、上記3条件の留意はもとより、利用者一人ひとりの感染症予防対策の意識と対応の徹底をお願いすることとします（別紙参照）。なお、不要不急の外出自粛をお願いすることとします。

※ 今後、市内はもとより東京都内の状況変化等により、変更する場合があります。

公共施設等運営予定状況一覧

別紙 1-2

※東京都の要請に基づき、不要不急の外出自粛をお願いすることとします。

※今後、市内はもとより東京都内の状況変化等により、変更する場合があります。

	施設名称	備考
休館等する施設	立川まんがぱーく	【期間】4月12日(日)まで
	スポーツ利用(学校の体育館)	
	西砂りサイクルショップ	
	福祉会館	【期間】4月12日(日)まで ※展示室の一般公開は休止します。その他の業務は平常通り行います。
	歴史民俗資料館	
	古民家園	【期間】4月12日(日)まで
利用を制限する施設	スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館)	【利用できるもの】 予約済みの団体利用 【利用できないもの】 個人利用、プール、トレーニング室 【期間】4月12日(日)まで
	たちかわ創造舎	【利用できるもの】 フィルムコミッション事業、インキュベーションセンター事業、サイクルステーション事業に関するもの 【利用できないもの】 一般利用 【期間】4月12日(日)まで
	児童館	【利用できるもの】 ランドセル来館、学童保育所のみ利用可 【利用できないもの】 一般利用、貸出利用 【期間】4月12日(日)まで
	図書館	【利用できるもの】 予約した資料の受取、資料の返却、ナクソス・ミュージック・ライブラリー 【利用できないもの】 資料の閲覧、閲覧席の利用、レファレンス室の利用、資料の複写、利用者用インターネットパソコンの利用 【期間】4月12日(日)まで
新規利用申請を制限する施設	女性総合センターアイム	4月12日(日)までに施設を利用する新規利用申請を原則受付しない 【期間】4月12日(日)まで
	子ども未来センター(立川まんがぱーくを除く)	
	たましんRISURUホール(立川市市民会館)	
	清掃工場の付帯施設	
	学習館	
	学習等供用施設	
利用を再開する施設	子育てひろば	4月1日(水)から再開
	スポーツ利用(学校の校庭)	4月8日(水)から再開

令和2年3月26日時点

知事記者会見 (3月 25日)

○新型コロナウイルスに感染した患者が都内で多数発生したことを受け、その御報告とともに改めて都民の皆様をお願いを申し上げます。

- ・本日新たに都内で新型コロナウイルスに感染したことが判明した患者は41名である。
- ・41名の方の内訳は、病院で感染したことが推測される患者が11名、その他の患者が30名となっており、このうち5名の方が、渡航歴があると現段階で確認している。
- ・病院で感染したことが推測されるものについては、既に都が医療法に基づく立入検査を行い、院内の状況等を確認するとともに、対策に係る指導を行っているところである。
- ・病院は、台東区に所在する永寿総合病院であるが、同病院に通院又は入院されている患者様、御家族の方におかれましては、主治医等の指示に従って行動していただきたい。
- ・今週に入ってから、都内では、一昨日に16名、昨日に17名、そして本日は41名の方の感染が判明し、合計で74名となっている。
- ・また、本日感染が判明した患者の中には、現時点で感染経路が不明な方も10名以上含まれている。
- ・感染者の爆発的増加を防ぐためには、都民の皆様のご協力が何よりも重要であり、お一人お一人が危機意識をもって行動していただけるよう改めてお願いする。
- ・先般23日の「新たな対応方針」の発表時にも申し上げたが、
- ・都民の皆様には引き続き、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が重なる場を避けるための行動をお願いしたい。
- ・また、イベント等への参加も控えていただきたい。

・3月22日に埼玉県（県所有施設のさいたまスーパーアリーナ）で開催されたK1については、感染拡大防止の観点から、極めて大きな批判があった。

・3月28日（土）に後樂園ホールで開催予定の格闘技、K-1 イベントについて、3月24日よりK-1 イベントの実行委員会に対し、現下の感染拡大の状況を踏まえて、主催者として、開催について改めてご検討いただくよう要請してきた。

・本日、夕方に二回目の協議を行い、先ほど、K-1 実行委員会から都に対し、感染拡大を防止する都の要請の趣旨に沿って、「無観客試合」とするとの連絡がありました。

・都としても、この度の判断に感謝の意を表明する。

・ライブハウス等についても、自粛をお願いする要請を個別に行っていく。

・また、少人数であっても飲食を伴う集まりは、出来るだけ控えていただきたい。

・症状の出ない方や症状が軽い方が、無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されるため、一人ひとりが自分自身のことと考えて、適切な行動をとっていただきたい。

・都は、今まさにオーバーシュートが発生するか否かの重要な局面にある。

・都民の皆様には、このことをご理解いただき、この週末も含め、不要不急の外出は是非とも控えていただくようお願いしたい。

・さらに外国から帰国された方については、帰国者から感染が確認される事例が増えていることを踏まえ、帰国から14日間の外出自粛の遵守をお願いしたい。

・大学等では、新学期を迎える中で、授業開始の後ろ倒し等の対策を講じられていると伺っているが、より効果のある対策をお願いしたい。

・都としては、こうした都の状況を国に伝え、緊急事態宣言を出すべき状況にあるかどうか、検討するようお願いするつもりである。

新型コロナウイルス感染症対策に係るお願いについて

3月25日に行われた東京都知事の記者会見の内容に従い、市民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、下記の対応をお願いいたします。なお、これらの内容につきましては、市ホームページ、見守りメール、各所管部署からの通知等によっても、皆さまにお伝えしています。

記

- ・「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の3つの条件が重なる場を避けること
- ・イベント等への参加を控えること
- ・少人数であっても、飲食を伴う集まりはできるだけ控えること
- ・症状の出ない方や症状が軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されるため、一人ひとりが自分自身のことと考えて、適切な行動を取ること
- ・今週末を含め、不要不急の外出を控えること
- ・外国から帰国された方については、帰国から14日間の外出自粛を遵守していただくこと

以上

31 総防管第3436号
令和2年3月26日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について（依頼）

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国において新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことに伴い、同法に基づく「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

今まさにオーバーシュートが発生するかどうかの重要な局面にあり、今後の感染者の爆発的な増加を防ぐためには、住民一人一人に危機意識を持って行動していただくことが必要です。

つきましては、区市町村が保有する広報車、防災行政無線等の広報手段を用いて、住民が不要不急の外出等を自粛するよう別添を参考に広報活動にご協力いただけますようお願い申し上げます。

(参考) 広報例

○現在、都内では、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。

○4月12日までの土日については、食料品の買い物などを除き、不要不急の外出は避けるようお願いします。

○区、市、町、村民の皆様の一人一人の行動が感染の拡大をふせぐことにつながります。ご協力よろしくお願いします。